

調布市告示第173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、令和8年5月27日から次の市道の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年5月27日から2週間調布市都市整備部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月27日

調布市長 長友貴樹

路線名	供用開始区間
市道N696号線	調布市柴崎1丁目18番地14先から 調布市柴崎1丁目19番地1先まで